

## <会議を傍聴される方へ>

1. 教育委員会の会議を傍聴する方は傍聴人名簿に、その住所、氏名、職業、年令を明記し、次に掲げる行為をしてはならないことになっています。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話又は拍手等をする事。
- (3) 議事に批評を加え又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食又は喫煙すること。
- (5) 帽子、襟巻、外套の類を着用すること。
- (6) 携帯電話等の通信機器を使用すること。
- (7) 前各号のほか会議の妨害となるような挙動をすること。

以上のほか、傍聴人は教育長の指示に従わなければならないことになっています。

2. 傍聴席において写真、映像等を撮影し、又は録音等をするときは、あらかじめ教育長の許可を得なければならないことになっています。

※ 沼津市教育委員会会議規則による

沼津市教育委員会